

技能講習 共通業務規程（抜粋）

労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 48 条第 1 項前段の規定に基づく技能講習に関する登録教習機関の業務規程を厚生労働省告示に示された当該技能講習に関する技能講習規定及びその関係通達に基づき、次のように定める。

（抜粋）

講習当日の遅刻・早退の取扱い

(1)遅刻者について

受講者を公正・公平に取扱い、かつ法令に定める講習時間を確保する観点から、基本的には遅刻者の受講は認めません。（休憩後の遅刻も認めない）

ただし、次項の場合には、受講を認めるものとする。

○公共交通機関の遅れ、悪天候の場合はオリエンテーションの時間のみ認めます。

(2)早退者について

再受講が必要です。早退に伴う受講料の繰越し、返金はできません。

なお、当該規程は「技能講習」に適用するものであるが、下記に示す通り、技能講習以外の講習などにも適用している。

（抜粋・要約）

技能講習以外の業務について

(1)技能講習以外の業務の種類など

①特別教育

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務など 9 講習

②その他教育

一般建築物石綿含有建材調査者講習など 13 講習

③支援活動他

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育など 6 事業

令和 7 年 7 月

建設業労働災害防止協会徳島県支部